

# 第16回特定個人情報保護評価部会議事録

1 日 時：令和6年11月15日(金) 午前10時00分～午前10時50分

2 場 所：千葉市役所高層棟2階 X L 203会議室

## 3 出席者

### (1) 委員

井原真吾部会長、中村直人副部会長、本澤陽一委員

### (2) 事務局

渡邊市政情報室長、土谷主査、荒井主任主事、原田主任主事

### (3) 実施機関

(情報システム課) 田中情報システム課担当課長、渋谷主査

(業務改革推進課) 山崎業務改革推進課長補佐、萩野主任主事

(区政推進課) 亀井区政推進課長、井谷主事

(健康保険課) 柿沼健康保険課長、作本主事

## 4 議 事

### (1) 部会長及び副部会長の選任

### (2) 全項目評価書の第三者点検について

ア 住民基本台帳に関する事務

イ 国民健康保険に関する事務

ウ 国民年金に関する事務

## 5 議事の概要

### (1) 部会長及び副部会長の選任

部会長に井原委員、副部会長に中村委員が選任された。

### (2) 全項目評価書の第三者点検について

全項目評価書の第三者点検について、事務局及び実施機関から説明を受け、意見交換した。

## 6 会議経過

(渡邊市政情報室長) それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから、千葉市情報公開・個人情報審議会、第16回特定個人情報保護評価部会を開催させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

進行は私、市政情報室の渡邊が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、この会議は一部公開の会議として開催しますので、ご承知おきください。

この後議事に入ることとなります。部会長及び副部会長の選任までの間、私が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、定足数でございますが、本日は部会委員3名、皆様にご出席をいたしておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則第2条第2項において準用する、同条例第6条第2項の規定によりまして、本部会は成立をしておりますことをご報告いたします。

### ◆議事（1）部会長及び副部会長の選任

(渡邊市政情報室長) それでは、議事（1）「部会長及び副部会長の選任」を議題といたします。

部会設置要綱第2条第4項の規定により、委員の皆さんの中選で部会長及び副部会長を選出していただくことになっておりますが、いかがいたしましょうか。

(本澤委員) 井原委員に部会長を、中村委員に副部会長をお願いしたいと思います。

(渡邊市政情報室長) ただいま井原委員さんに部会長を、そして中村委員さんに副部会長をというご推薦でございましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(渡邊市政情報室長) ご異議がないようですので、井原委員さんに部会長を、中村委員さんに副部会長をお願いしたいと思います。

それでは、井原部会長さん、お席のご移動をお願いいたします。

(渡邊市政情報室長) ありがとうございました。それでは、これから議事は井原部会長さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

## ◆議事（2）全項目評価書の第三者点検について

（井原部会長） それでは、お手元の会議次第に従いまして議事を進めたいと思います。

「全項目評価書の第三者点検について（住民基本台帳に関する事務、国民健康保険に関する事務、国民年金に関する事務）」を議題といたします。なお、本議題は千葉市情報公開条例第7条第6号に該当する情報を取り扱う可能性があることから、これより会議を非公開といたします。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

### 【事務局の説明】

（土谷主査） では事務局より、評価書の点検方法及びシステム標準化に係るデジタル庁からの情報提供についてご説明をいたします。

まず、全項目評価書の点検についてでございます。特定個人情報保護評価の概要や、今回の点検の対象となる事務、今後のスケジュールなどにつきましては、先日の審議会においてご説明させていただきましたので、こちらでは点検の具体的な方法についてご説明させていただきます。

特定個人情報保護評価につきましては、番号法やこれに基づく規則、指針などにおいてその詳細な内容が定められているところでございまして、これらにつきましては、こちらの特定個人情報保護評価関係例規をまとめた水色のファイルを用意させていただいております。資料ごとの目次がございまして、この評価書案の点検に当たり関係しますのは、3番の「特定個人情報保護評価指針」、4番の「特定個人情報保護評価指針の解説」、その別添資料でございます4-1の「別添4 全項目評価書の記載要領」、4-2の「別添5 審査の観点における主な考慮事項」となります。

指針の18ページをお願いいたします。

こちら、第10の1の(2)といたしまして、審査の観点という項目がございます。こちら、柱書きのほうでは、委員会は全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の二つの観点から審査を行う、とされております。主語が「委員会は」となりまして、「承認に際し」となっておりますが、これは国の場合は個人情報保護委員会が承認して公表することとなっておりますので、本市の場合はこれを「審議会は、全項目評価書の点検に際し、」と読み替えてご理解いただければと思います。

それでは、（2）「審査の観点の内容」についてですが、大きく分けて二つの観点、一つはアとして適合性、こちらは指針に定める実施手続などに適合した評価を実施しているかということになります。もう一つはイとしまして、妥当性になります。評価の内容は指針に定める目的等に照らし妥当と認められるかという観点からの審査ということになりますして、それぞれ観点が具体的に示されております。

さらに4-2をお願いいたします。

こちらが、先ほどの「指針の解説」の別添5となっておりまして、「指針第10の1（2）に定める審査の観点における主な考慮事項」というものが1ページから7ページまでに規定しております。

細目も含めまして、これらの審査における考慮事項が評価書のどの記載項目に関するものかということですが、評価書の様式において、記載項目ごとに審査における考慮事項が左右比較できるような形で整理したものが7ページの次のページから始まってございます。したがいまして、具体的な点検の方法といたしましては、これを用いまして、各事務の所管課において作成した評価書案に記載された内容につきまして、記載項目ごとの審査の観点及び細目を含めた考慮事項に基づいて点検をしていただくということになります。

点検の具体的な方法についての説明は以上でございます。

次に、システム標準化に係るデジタル庁からの情報提供についてでございます。

資料1をお願いいたします。

令和3年11月24日付でデジタル庁より、「ガバメントクラウド先行事業における特定個人情報保護評価・個人情報保護審査会への対応について」ということで情報提供がされております。下から2段落目になりますが、「先行事業の実施に当たり、地方自治体において必要になることが想定される特定個人情報保護評価及び個人情報保護審査会の対応について、別添のとおり整理を行い、先行事業採択団体に提供しておりますので、ご参考として共有します」とされておりまして、全ての地方公共団体に共有されたものでございます。

この中で3枚おめくりいただき、「II 特定個人情報ファイルの概要」という全項目評価書の様式をお願いします。こちらで、ガバメントクラウドを利用する際の記載例が示されているところでございます。後ほど情報システム課からもガバメントクラウドの利用に係る評価書の変更についてご説明をいたしますが、本市でもこの記載例を参考に、ガバメントクラウドにおける措置を追記しているところでございます。

事務局からの説明は以上となりまして、この後、ただいまの説明についての委員さんからの質疑を挟んだ後になりますが、システム標準化に係る説明を情報システム課から、番号利用条例改正による医療保険給付関係情報の移転に係る説明を健康保険課からいたします。

以上でございます。

#### 【意見交換等】

(井原部会長)　ただいま説明をいただきましたが、評価書の点検方法などについて、またガバメントクラウドの情報提供について、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

(井原部会長)　よろしいでしょうか。

それでは、保護評価書案について所管課からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

#### 【実施機関の説明】

(田中情報システム課担当課長)　情報システム課　田中と申します。よろしくお願ひいたします。

(渋谷主査)　情報システム課の渋谷と申します。よろしくお願ひいたします。

(山崎業務改革推進課長補佐)　業務改革推進課の山崎です。よろしくお願ひします。

(萩野主任主事)　業務改革推進課の萩野と申します。お願ひいたします。

(亀井区政推進課長)　区政推進課の亀井と申します。よろしくお願ひいたします。

(井谷主事)　区政推進課の井谷と申します。よろしくお願ひいたします。

(柿沼健康保険課長)　健康保険課の柿沼と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(作本主任主事)　健康保険課の作本と申します。よろしくお願ひいたします。

(渋谷主査)　情報システム課　渋谷と申します。私から標準化について、説明をさせていただきます。

お手元の資料2をご覧ください。

最初の1ページ目になります。システム標準化の説明ですが、システム標準化そのものの説明は先週の審議会において、説明しているかと思いますので、省略させていただきます。

続いて2ページ目になります。

全体のスケジュールについても説明しておりますので、省略させていただきます。

3ページ目から5ページ目までは、こちらも先週の審議会で説明済みでございますが、評価書の修正内容に関係するため、再度説明させていただきます。

3ページ目になります。

業務共通システムについてですが、共通機能として、団体内統合宛名機能やデータ連携機能を各業務システムに提供するシステムです。団体内統合宛名番号とは、標準準拠システムと連携し、住民や住登外者を一意に特定する番号です。業務共通システムでは、これを行番するとともに、各システム業務の業務宛名番号を紐付けて管理を行っております。

中間サーバー連携機能は、特定個人情報の副本情報を各業務システムから受信し、中間サーバーに送信する機能を提供しています。また、各業務の宛名番号を団体内統合宛名番号に変換し、中間サーバー経由で他自治体への情報照会を行うとともに、照会結果を中間サーバーから取得し、各システムへ連携する機能も提供しております。これらの機能は標準化の仕様に適合させますが、大まかな基準自体は現行のシステムと違いはありません。この図で、オブジェクトストレージをバケツのような図で表現していますが、こちらはクラウド上のデータ保管領域のことをいいます。これは特別なシステムというわけではなく、この領域を挟んだ連携は直接連携とイコールとなります。

続いて4ページ目をご覧ください。

こちらはデータ連携機能です。本市の住民情報系システムとの連携を中継する機能であり、文字コードの変換や通信の暗号化を行います。標準化されたシステム同士はオブジェクトストレージを介して直接連携を行うこと、標準仕様で定められていますので、各住民情報系システムが標準化されれば、その間の連携については、このデータ連携機能は使わずにデータ連携することになります。

続いて、5枚目をご覧ください。

システム稼働環境の変更についてです。現行システムでは、全てのシステムが千葉市のデータセンター上で稼働しておりますが、次期システムでは、標準準拠システムは原則として、ガバメントクラウド上で稼働する方針としております。このため、令和8年1月時点では、標準化する住民記録システムはガバメントクラウドで運用し、移行困難システムは千葉市データセンターで運用することになります。移行困難システムのうち、福祉システム及びこども子育てシステムは、現行システムはガバメントクラウドに先行して移行する予定です。業務共通システムについては、団体内統合宛名機能を持ち、ガバメントクラウド上に構築しますが、データ連携機能については、千葉市データセンターとガバメント

クラウド間の通信を行うため、データセンター側に構築することとしています。

なお現行システムでは、住民情報系システム間の連携は、業務共通システム経由で行っていますが、ガバメントクラウド上のシステム間の連携は、業務共通システムを中継せずに連携を行い、この点が現行からの変更点となります。

続いて、6ページ目になります。

こちらもガバメントクラウドの説明になりますが、こちらも先週の審議会において説明しておりますので、省略させていただきます。

続きまして、7ページ目以降で、全項目評価書の変更に係る説明をさせていただきます。

まず7ページ目、「評価書の修正内容①（業務共通システムの機能変更）」というところです。全ての全項目評価書で同様の記載変更を行います。業務共通システムでは、現行システムにおいて、統合データベース管理機能と権限管理機能を持っていますが、標準化された段階でなくなります。統合データベース管理機能は、各業務システムで管理する情報を一元的に管理し、必要なシステムに提供する機能でした。これらの機能は標準化することにより、事業者が提供しなくなります。この統合データベースを経由して連携しているものは、通常のデータ連携への変更になりますが、業務共通経由での連携という点では変更はありません。

続きまして、権限管理機能としては、端末の職員認証等を行う機能でしたが、CHAINSサービスで利用している機能を共通して利用することで、コスト削減を図ることができますから、業務共通システムとしては機能を削減します。機能自体は同じものになりますので、他の評価書の記述に影響を与えません。

続きまして、8ページ目「評価書の修正内容②」に移らせていただきます。

データの保管先についての記述になります。変更前の記載にある「千葉市における措置」は、現行のデータセンターにおける対応の記載になります。今回、業務共通システム、住民記録システム等がガバメントクラウドで稼働することとなるため、ガバメントクラウドにおける措置の記載を追加しております。この記載については、デジタル庁からガバメントクラウド及び特定個人情報保護評価について、令和4年度に案内があった記載内容を載せています。千葉市で独自運用を追加してはいないため、国の記載を変更しておりません。

ここで、ISMAP（イスマップ）という記載がありますが、これは国が定めるセキュリティ要求を満たしたクラウドサービスとなり、ガバメントクラウドサービスは全てこの評価を受けていることになっています。個人情報の保管方法等のセキュリティ保持が正し

くなされていることを国が認めているものとなります。

本市が利用するガバメントクラウドは、アメリカのアマゾン社のものですが、これは実際には国内に複数ある、アマゾンが管理するデータセンターで運用されています。外国にもアマゾンのクラウドサービスのデータセンターはありますが、今回のガバメントクラウドは、外国のアマゾンが管理するデータセンターの中には保存されず、国内のデータセンターの中で稼働することとなっております。アマゾンのクラウドサービスにおいてバックアップをすることになっており、これは別のデータセンターに保存しますが、本番環境は関東圏のデータセンター、バックアップ先を関西圏のデータセンターとするなど、いずれにしても外国のデータセンターにはデータを保管することはありません。

9ページ目「評価書の修正内容③」となります。

こちらはデータ消去に係る記述です。こちらも、国から示された記載を追加しております。特定個人情報を含む業務データは、ガバメントクラウド事業者はアクセスできないよう制限されています。また、実際にクラウドサービスのデータセンターに使用される記憶領域のハードディスクなどを交換した際には、確実に消去することとしています。また既存システムからの移行時にも適切な処理を行うこととして記載しております。

続いて、10ページ目「評価書の修正内容④」に移ります。

こちらは、具体的に実施される物理的対策の内容になります。

先ほどお伝えしたISMAPP制度でも、適切な運用が記載されていますが、ガバメントクラウドにおいても、入退室管理、機器の持ち出しも適切な管理がされ、データの滅失対策としても遠隔地保管による対応がされることとしています。

続きまして、11ページ目「評価書の修正内容⑤」に移らせていただきます。

こちら、技術的な対策の記述となっております。ガバメントクラウドにおける措置として、

①、ガバメントクラウド事業者は利用者である各自治体のデータセンターにアクセスしない契約になっています。②について、ASPとはシステム提供をしている事業者です。また、ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドのサーバーを構築、補修する事業者となります。住民情報系システムのホスティングサービス事業者と同じような位置づけで、個人情報等のデータでは、こちらの事業者がネットワークなどのログを取得いたします。③では「DDoS対策」とありますが、意図的に悪意を持ったものがサーバーに負荷をかけるために大量のアクセスを行っているといった事態への対策となります。

そちらの対策もガバメントクラウドで行うことになります。④、ガバメントクラウドの事業者がウイルス対策を確実に行うということを記載しております。⑤、O S のセキュリティアップデート等は必要に応じて行っております。⑥、住民情報系システムのネットワークはこれまでどおり、閉域ネットワークとして構築いたします。⑦、本市からのガバメントクラウド接続についても、同様に閉域のネットワークを用います。⑧、個人情報を含む業務データについては、認証権限設定等により、ガバメントクラウド事業者からの本市の情報にアクセスできないように制限を行います。

続いて、12ページ目「評価書の修正内容⑥」です。

データの消去についてです。本市における作業については記載のとおりですが、それに加えて、ガバメントクラウドでは、確実にデータを消去するという記載を加えます。ここで、N I S T 等についての説明が記載されていますが、これはアメリカの国立標準技術研究所が発行した、データの消去に関するガイドになります。これらのガイドラインに基づいてガバメントクラウド上のデータを消去します。

続きまして、13ページ目「評価書の修正内容⑦」です。

こちらは監査に係る記述です。I S M A P については、先ほど説明したとおりですが、I S M A P 監査機関というものがあり、同機関のリストに登録された機関により、監査を行うこととされています。

続きまして、次のページ「評価書の修正内容⑧」です。

障害時には、ガバメントクラウドに起因するものはクラウド事業者が対応することとしています。アマゾンのデータベースとして提供する接続サービス等が使用できないような障害など、基本的にそのようなものが起きた場合にはほかの自治体でも同様の障害が発生する障害が考えられます。またそれ以外についても、A S P 事業者、ガバメントクラウド運用管理補助者が対応することとしております。千葉市の契約業者が誤ってガバメントクラウド上のサーバーの設定を変更してしまった場合、保守等の作業について契約する事業者が行うこととしています。

以上がシステム標準化及びこれに伴う全項目評価書の変更についての説明になります。

以上になります。

### 【意見交換等】

(井原部会長) ただいまご説明をいただきましたが、何か質問、意見等はありますでしょうか。

1点、ご質問よろしいでしょうか。資料2の9ページで、変更後の記載①では、「地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。」と記載されていますが、「制御」という言葉では、何が制御され、その結果どうなるのか、よく分かりません。一方、11ページ目の変更後の記載⑧では、「国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。」、そもそもアクセスができない、と分かりやすく記載されています。11ページ目の⑧の記載と、先ほどの9ページ目の①の「制御」という言葉は、意味合いが違うのでしょうか。

現在の9ページ目①の記載では、「そもそもアクセスできないから削除できない」という話以上の内容、例えば「アクセスが制御・管理されており、誰がアクセスしたか分かつて、その結果すぐ摘発できるという安全対策になっている」という、より広い概念も含み得る記載になっていると思います。この2か所の書きぶりが違う点について、「制御」の意味が異なるのか、同じ意味なのかがちょっと分からないので、知りたいなと思ったのですが。

(渋谷情報システム課主査) 同じ意味となります。

(井原部会長) それであれば、11ページ目の⑧の表記とした方が分かりやすいと思いますので、ご検討いただければと思います。記載を読んでいて、どういった制御であるのか、ちょっと意味がよく分からないなと思いました。今のご説明を聞き、11ページ目の⑧の記載であれば「制御」の意味が明確ですので。9ページ目①と11ページ目の⑧とで、「制御」の意味が同じであれば、11ページ目の記載の方が分かりやすいかな、と個人的に思いました。

(渋谷情報システム課主査) 修正については検討させていただきます。

(井原部会長) お願いいいたします。

(本澤委員) すみません、ちょっとお伺いしていいですか。「評価書の修正内容①」では、「変更後の記載」欄、1つ目の「標準化前の現行システムに関する内容」では「同左」とありますが、実際はどのような書き方になるのでしょうか。左にある「変更前の記載」欄の内容を、そのままここに転記する形でしょうか。他の「評価書の修正内容②」以降だと、左の「変更前の記載」の内容の下に、ガバメントクラウドに関する措置が全部追記されるという形でしょうか。それは、変更前の状態が継続する期間があるから、千葉市における措置とガバメントクラウドにおける措置を並べて書かなければいけない。例えば、

「評価書の修正内容①」では「同左」となっているから、変更前の記載、標準化前の措置はこうなっています・・・というように、やはり並べて書かないということなのでしょうか。

(渋谷主査) 「評価書の修正内容①」については、来年度の令和8年1月に標準化された際には、標準化前の現行システムに関する内容については、必要なくなる記載となります。それ以外の「左記に次の記載を加える。」としている部分については、業務共通システムは2か所で稼働するため、変更前の記載を残さなくはいけないものとなります。

(本澤委員) 分かりました。

(井原部会長) この辺りでよろしいでしょうか。

では続いて、「番号利用条例改正による国民健康保険に関する事務」について説明をお願いします。

#### 【実施機関の説明】

(柿沼健康保険課長) それでは、国民健康保険に関する事務についてご説明させていただきます。なお、ご説明に当たり、全項目評価書の記載について一部修正が必要であることが発覚いたしました。ご審議に当たり、資料の不手際がございまして、大変申し訳ございません。まず資料3-1により、修正を行った箇所のご説明をさせていただき、その後、資料3-2により、国民健康保険事務に関する医療保険給付関係情報の移転のご説明をさせていただきたいと思います。

まず、修正箇所のご説明について、資料3-1をご覧ください。

修正箇所は大きく分類いたしまして、「本市で行われる特定個人情報の移転に関する記載の修正」と、「評価書内における、根拠規程名の修正」の二つがございます。

まず、移転に関する修正について、資料3-1のNo. 3及び、評価書の26~27ページをご覧ください。

改正後の番号法の第19条第8号及び主務省令第2条に基づき、本市が保有する特定個人情報を、同じく本市での事務の処理のために移転することになり得るパターンを整理し、当該パターンを、評価書内の別紙2としてまとめておりました。これについて、当初、番号法第19条第8号及び主務省令の規定上は、移転を行い得るものとして別紙2に記載をしていた事務のうち、当該事務の所管課へ再確認したところ、2件については、本市においては今後、移転を行わないものと発覚いたしました。当該2件の事務については移転の対象外となったため、評価書内の記載においても、移転件数を11件から9件へ修正いた

しました。

具体的には、資料3－1のN o. 7及びN o. 8にあります「地方税法その他の地方税に関する法律等に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となります。

次に「評価書内における、根拠規定名の修正」についてです。資料3－1のN o. 1～N o. 2及びN o. 4～N o. 6となります。番号法の改正により削除された「別表2」の記載が残っていたこと及び、移転の根拠として記載すべき本市番号利用条例名の記載がなかったことについて、修正を行ったものとなります。

全項目評価書の記載の修正に係るご説明は以上となります。

続きまして、国民健康保険に関する医療保険給付関係情報の移転について、ご説明いたします。

「1 健康保険被保険者の資格情報の確認の必要性」についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正による健康保険証の廃止が、令和6年12月2日に予定されています。

これに伴い、本市が行う医療費の助成に関する事務において、これまで健康保険証などを提示してもらうなどして、被保険者の情報の確認を行っていたものについて、健康保険証がマイナ保険証に代わった場合、その券面を見るだけでは健康保険の情報が確認できないことから、情報ネットワークを利用した情報連携や、本市の府内ネットワーク等を活用することにより、対象者に負担をかけずに、被保険者の情報を確認する必要が生じております。

これを受けまして、先日、第3回千葉市議会定例会において、番号利用条例の一部改正の議案を提出し、同年9月20日公布・施行となりました。これにより、利用する特定個人情報に「医療保険給付関係情報」を追加するとともに、健康保険証が廃止される12月2日までの間に、個人情報保護委員会に情報連携の届出の手続を行っているところでございます。

参考の図をご覧ください。

資格等の情報の確認方法としては、健康保険証に替わって、「資格確認書」や「資格情報通知書」などが被保険者に送付され、これらを提示いただくことによって、資格の確認を行うことは可能ですが、マイナンバーカードを提示していただいた方に対しては、資格通知書等の提示を求めるのではなく、情報連携や府内移転等により、市民の負担をかけず

に資格等の確認を行うための改正となります。この改正により、番号利用条例で定める独自利用事務のために情報を府内移転する旨を、今回評価書に追加しております。

国民健康保険につきましては、追加した資格確認のほかにも、情報の移転を行う事例がございましたので、特定個人情報保護評価書の「重要な変更」を行うことに該当いたしませんが、後期高齢者医療事務については、今まで情報の移転を行う事例がなかったことから、移転の際のリスク対策を新たに記載することとなる部分が「重要な変更」に当たります。このため、国民健康保険事務の評価書についても、同様にご確認をお願いすることといたしました。

それでは、「2 対象となる事務」をお願いいたします。対象となる事務は、条例改正により新たに医療保険給付情報の移転を開始する事務として、「ア 子どもの医療費の助成に関する事務」「イ 心身障害者の医療費の助成に関する事務」「ウ ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務」「エ 精神障害者の入院医療費の助成に関する事務」「オ ゼンそく等の小児指定疾病的医療費の助成に関する事務」の五つの事務のほか、今回の条例改正前から独自利用事務として条例に規定されていた事務として、「カ 生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務」がございます。

「3 移転する情報」としては、条例では、「医療保険給付関係情報であって、規則で定めるもの」とし、これを受けた規則において、それぞれの移転先に誰の情報を移転するのか、情報の対象者を限定した改正を行います。例えば、「ア 子どもの医療費の助成事務」への移転であれば子供自身、「ゼンそく等の小児指定疾病的医療費助成」であれば世帯全員の資格確認のための情報を移転の対象とする旨定め、12月2日に施行する予定としております。また、「医療保険給付関係情報」のうち、移転先の事務において必要としている情報は、具体的にはすべて「保険の種類」や「保険者番号」など、対象者が加入している保険を確認するための情報であるため、それらの情報に限って情報の移転を行う予定です。

「4 特定個人情報の移転に係るリスク対策」ですが、情報の移転は、既に他の事務において府内連携システムにより移転を行っている場合と同様の対策を行うこととしております。

具体的には、評価書の55ページをお願いいたします。

「5 特定個人情報の提供・移転」の「リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク」ですが、提供・移転に関するルールとして、番号法関連法令又は番号利用条例に定められ

た事務についてのみ行うこととし、事前に移転先とデータ利用に係る協議を行います。また、「不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」及び「誤った情報・誤った相手に提供・移転してしまうリスク」を回避するため、移転元が承認した情報についてのみ、統合DBに格納する方法で情報のやり取りを行い、さらに、「リスク1」の「その他の措置の内容」の記載にあるとおり、定期的にログの記録を取得し、一定期間ログオンを継続した者について、通知し、利用目的等を報告させるなどにより、不正な利用のけん制を行うことで、適切な情報の連携を行ってまいります。

最後に、「5 情報の移転を開始する時期」についてですが、健康保険証の廃止時期、令和6年12月2日に合わせてシステムにおける確認が開始できるようにする必要がございます。なお、今回ご審議いただく国民健康保険事務に係る評価書の修正においては、健康保険証の廃止に伴う移転の追加は重要な変更には当たらないものですが、先ほど申し上げましたとおり、次回ご審議いただきます後期高齢者医療事務において、移転に伴うリスク対策の追加が「重要な変更」に該当いたします。

本審議会において第三者評価をいただき、評価書の修正ができるのが、令和7年3月を見込んでおり、健康保険証が廃止される12月2日に修正が間に合わないのですが、マイナ保険証を提示いただいた市民の方に、重ねて資格情報通知書の提示を求めるといったご負担をかけることを避けるため、やむを得ず評価書については「事後」の修正とさせていただきますことを、あらかじめご報告させていただきます。

健康保険課からのご説明は以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 【意見交換等】

(井原部会長) ありがとうございました。ただいま、国民健康保険事務に関してご説明をいただきましたが、委員の先生方、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(本澤委員) 資料3-2の一番最後、「4 特定個人情報の移転に係るリスク対策」について、統合DBに格納を行うとの記載がありますが、先ほどの標準化に関するご説明では、システム標準化後は業務共通システムの統合データベース管理機能がなくなるということでした。リスク対策に係る記載がこれだけでは、標準化後における対策の記載が不足しているのではないかでしょうか。

(柿沼健康保険課長) 当該部分は、記載が不十分でしたので、修正する方向で検討したいと思います。ありがとうございました。

(井原部会長) ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

国民年金に関する事務については、先ほど情報システム課にご説明いただいた、システム標準化に関する記載についての変更のみであるという理解でよろしいですよね。では、今回、三つの各事務の評価書についてご説明いただき、ご意見を申し上げたところと思います。それでは、今出たご意見等を含めて、修正等のご検討をよろしくお願ひいたします。

続きまして、審議会への点検結果の報告についての検討に移りたいと思います。

事務局からのご説明をお願いいたします。

#### 【事務局の説明】

(土谷主査) 報告書の案を作成してございますので、委員の皆様にお配りさせていただきます。

ただいま報告書案と報告書2(2)にございます、意見と意見に対する対応状況を記す「別紙」の案をお配りいたしました。記載の内容、形式につきましては、基本的に従前の例に倣って作成をしております。

今回、事務ごとに、部会を2回ないし予備日を含めて3回に分けてご審議をいただきますが、報告書としては一つにまとめる形で案を作成してございます。

まず、1として「審議事項」を記載した上で、2に「調査審議の内容」を記載しております。その内容については(1)として「全項目評価書(案)を確認した。」としまして、(2)で「部会での意見と意見に対する主な対応状況は、別紙のとおり。」としております。

別紙をご覧ください。

項目としましては、左から「事務名」、「評価書の部分」、「ページ」、「意見」、「意見に対する回答」、「修正前の記載」、「修正した記載」としております。一番上の行が記載例でして、評価書の部分を特定しまして、委員の皆様から頂戴した意見、それに対する実施機関の回答、意見と回答を踏まえて具体的に評価書を何という文言から何という文言に修正するかということを記載する形式としております。

報告書に戻っていただきまして、3といたしまして「部会の意見」を記載しております。こちらにつきましては、従前は番号法、規則、指針の後に「千葉市個人情報保護条例等」としておりましたが、条例は廃止されたため、「個人情報の保護に関する法律等」としております。

最後に4としまして、審議経過を記載しております。本日は、報告書の形式として、こ

のように8事務を一つにまとめ、次回又は次々回に確定とするという方法でよろしいか、また、本日ご審議いただいた3事務について、別紙部分の意見内容について確定することについて、ご審議いただければと考えております。具体的には、先ほどご審議をいただきました、業務共通システムの全体の記載に関わますが、資料2の9ページにございました、ガバメントクラウドにおける措置の①にある「アクセスが制御されている」という記載を、同11ページにある「アクセスできないよう制御されている」という記載と同様とすべきかどうかという点について、実施機関において確認及び検討をし、修正の有無を含めて、後日提示させていただければと思います。

また、先ほど国民健康保険事務の、リスク対策部分で、統合DBの記載があったことについて、標準化後におけるリスク対策として追記する内容につきましても、改めて検討し、修正案を提示させていただきたいと思います。これらを、報告書別紙にまとめまして、後日委員の皆様へメールなどでご提示させていただき、ご確認をお願いできればと思います。

報告書案の説明については、以上でございます。

#### 【意見交換等】

(井原部会長) ありがとうございました。報告書案の確定方法について、本日の部会で審議した3事務に関し、先ほどご報告いただいた2点については別紙の2ページ目に記載することとし、報告書は事務局において検討したうえで、次回の部会において確定するとのご説明です。ご意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

(なし)

よろしいでしょうか。では、ただいまの方法で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。また本日の3事務に対する報告書別紙についても、メールをいただいた上で、確定させていただきたいと思います。

#### ◆その他

(井原部会長) それでは、議事2については以上とさせていただき、最後に3の「その他」として、事務局から何かございましたらお願ひいたします。

#### 【事務局の説明】

(土谷主査) 本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日事務局で議事録案を作成いたします。また、併せて非公開とするべき部分を検討して明示した上で、委員の皆

様にお送りし、ご意見を頂戴いたします。いただいたご意見を基に修正案を作成いたしましたので、その確定につきましては、部会長の井原先生にご一任いただく形でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(井原部会長) ただいま議事録の確定方法について、ご説明いただきましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(井原部会長) それでは、議事録の最終確定については、私のほうにご一任いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、千葉市情報公開個人情報保護審議会第16回特定個人情報保護評価部会を終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(渡邊市政情報室長) 本日は慎重にご審議をいただきまして、ありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。